

令和8年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月10日(一般質問)

令和8年 第1回 定例会 会議録

日時 令和8年3月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	田村明広
教育長	今長谷寛	総務課長	有隅哲哉
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	山口恵美	収納課長	平山智久
住民課長	進藤功次	健康課長	堀雅仁
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	松尾篤史	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子		

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
係長	齊藤裕子	主事	黒瀬友宏

開会 午前10時00分

○議長（古屋 宏治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には感謝申し上げます。

傍聴に際しましては一般質問通告書一覧1ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますようお願い申し上げます。

本日は、議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は6名でございます。

質問時間は申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際しましてのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。発言内容を精査して小職において処置いたします。

御協力お願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。質問順位1番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

町長に1問質問いたします。「県道607号線の渋滞緩和を望む」ということで、門松交差点が立体交差になり福岡市方面への渋滞が随分と緩和されましたが、篠栗駅前信号から町民体育館前信号までの混み具合は旧態依然としたままです。この間は朝夕のラッシュ時のみならず、昼間でも渋滞が頻繁に見られます。

原因として考えられるのは、道路南側に金融機関や大型小売店が並んでいることも一つの要因でこれは如何ともし難いものがございます。

行政として、改善しなくてはならない道路形態として考えられるものは、まず駅前信号機から次の手押し信号機までの距離が短すぎかつ上下の信号と同期されていないこと、二つ目はミスターマックス角の交差点に右折待機場所がないこと、三つ目は町民体育館前信号において右折車が2台以上になると渋滞するので右折待機場所の狭さであると思います。

以上の、3点は早急に改善すべきですがいかがでしょうか。

また、花水木方面から県道交差点は視界が悪く頻繁に事故が起こっているため改善が必要ですし、勢門小学校バス停から乙犬バス停間は信号機がなく高齢者などはバス停を利用するに非常に危険な状態ですので、信号機の必要箇所の見直しを公安委員会

と協議していただきたいのですが、いかがでしょうか。

町長にお尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

荒牧議員からの「県道607号線の渋滞緩和を望む」についての御質問にお答えいたします。

門松交差点の県道立体交差化以降、福岡市方面への交通渋滞はかなり緩和されました。特に、尾仲・乙犬付近の県道は比較的スムーズに流れております。

一方で、篠栗駅前信号から町民体育館前信号までの区間においては、御指摘のとおり、朝夕のみならず日中においても混雑が発生している状況は町としても認識しているところでございます。

当該道路は、福岡県が管理する県道でありまして信号機の設置及び制御は福岡県警察の所管であることから、町が直接改良を行うことはできませんが、両者の見解を含め、順に答弁をいたします。

一つ目の「駅前信号から次の手押し式信号までの距離が短すぎ、かつ上下の信号と同期されていないこと」については、所管の粕屋警察署に確認いたしましたところ「福岡市方面の若杉登山入口の信号と連動させることは可能だが押しボタン式ではなくなる。押しボタン式ではなくなると歩行者の待ち時間が今より長くなるため、歩行者が頻繁に渡れない状況となり、無理な横断などで事故が起こる可能性がある」とのことでした。今後は、当該信号機を利用して南北に渡る歩行者数を調査し、歩行者の安全上支障がないと判断できれば、道路管理者である福岡県及び粕屋警察署に信号機の連動を求めていきたいと考えます。

二つ目の「ミスターマックス角の交差点に右折待機場所がないこと」については県道を管理する福岡県土整備事務所に確認いたしましたところ、「右折車線の設置については現状の歩道を含めた道路幅員に対し、さらに道路用地を確保する必要がある。現在主要幹線道路の整備を優先しており、現状としては改良は容易ではない」とのことでした。

三つ目の「町民体育館前信号において右折車が2台以上になると渋滞するので、右折待機場所の狭さである」ということにつきましては、県土整備事務所といたしましても「ミスターマックス交差点と同様の理由で改良は容易ではない」とのことでした。

新設道路で右折車線を設置するときは、交通量調査を基に右折待ち車の台数を予測し、右折車の滞留長を計算した上で、右折車線の要否の判断や長さを設計することがあります。しかし、今回のような既存の道路につきましては新たな道路用地の確保が必要となりますし、右折車線の設置などの交差点改良を行うことは、町道においてもなかなか難しいのが現状でございます。

また、一般的に交差点の大きさについては交差点内での通過車両の速度を抑制するために、交差点はできるだけコンパクトにすることも通例となっております。

重ねてになりますが、県道607号線は道路管理者が福岡県であり、交通管理者が福岡県警察であるため町が直接道路改良を行うことはできません。しかしながら、篠栗町内の全ての道路の課題につきましては、交通の円滑化・通行上の安全確保の2点の観点から、解決していくことが重要であると町も考えております。

御指摘頂きました、「花水木方面から県道交差点は視界が悪く頻繁に事故が発生する」、「篠栗駅前交差点から若杉山登山入口までの信号の多さで渋滞している」、「勢門小学校バス停から乙犬バス停まで信号機や横断歩道がないことによる横断の危険性がある」など町内の県道607号線の全体を見ながら、車両・歩行者の交通量や事故の発生状況を把握するとともに、福岡県及び粕屋警察署に対しまして信号機の必要か所の見直しや信号の制御方法、右折レーン設置の可能性、距離の改良など、高齢者をはじめとした歩行者の安全対策と車両通行の渋滞対策について、両者と協議を行い、道路環境の改善を今後も求めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） どこも今、財政難で、県におかれましても主要幹線道路に予算を充当するのになかなか難しいということですが、607号線の交通量というのは、これはもう主要幹線道路に値するようなものがあるんじゃないかなと思うので何とかそこは一つ強く県に対して要望していただきたいと思うんですが、ただその右折帯についても全然もうビルが張りついてなんて格好ですと要望しても無理なんですけど、今あった当該交差点を左側が幸いにしてその駐車場であるところが多いんで用地買収をかけるのが不可能ではないと思われるんで、その辺りはやっぱり用地買収を町も、一生懸命応援するんで…加勢させてもらうんで、県としても何とかお願いしたいというのはやはり強く要望していただきたいと思います。

そして、最後の信号ですが、以前お話…質問させていただいた時も、なかなか新

規の信号機の設置は公安委員会が認めてくれないという話は重々分かっております。ただ、現状見てみると時と共に形態というのが変わりました、昔は篠栗駅中心に物が植えてたんでしょうけども、今は乙犬までの間、どこも全て必要な道路になってると思います。

そういうことを鑑みますと、増やせないんだったら一つバスターで、手押し信号機…あの信号機は左右にありますんで、あ、すみません話の途中で確認したいんですがよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、どうぞ。

○議員（荒牧 泰範） 都市整備課長。あの間っていうのは今の信号機の設置基準は確か、誤認を避けるために150メートル以上空いてないといけない、という基準があると思うんですが現状どのくらいなもんなんですかね。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、お答えします。

篠栗役場前、篠栗駅前、新町、若杉登山口と4つほど信号が連続しておりますが、そちらの間隔については、概ね全部110メートル間隔で3スパンいってるような形になっております。

原則として、150メートル以上っていうのは福岡県の設置基準であります、誤認の恐れがなかったら150メートル未満でもオーケー、ということになっておりますので、ちょっと設置した時の経緯は分かりませんが、現状としては今110メートル間隔になっているということでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） となると、誤認がないんで実際問題「誤認でぶつかった」という話も聞きませんが、ただ新設を増やせないんだったら、当該手押し式信号を西に行っても東に行っても道が渡れて、駅に行かれる方は駅前信号を使っていただければいいし、病院の方に行かれない方は若杉登山道の方を使っていただければいい。迂回できる距離220メートルですね最大でも、そしたらその手押し信号を撤去していただいて、本当に危ない横断をしてらっしゃる勢門小から乙犬バス停の間に新設を許可をお願いする、バスター的なお願いができないもんだろうかと思うんで、その辺り町長いかがでしょうかね。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私の家のすぐ前の信号でございますんで、なかなかそうしましよ

うとは言いづらいところがございますが、まずは私どもの町としては前提として、今お話があったように昔からの流れから人の流れというのは随分変わって、今勢門小学校のところの町民体育館前交差点から乙犬のところまで何もないのはやっぱり、これは危険ですよということをしっかり伝えて信号の増設をお願いするというのが、まず第1番目のことではなかろうかと思えます。

よく私どもも交通関係の部署に行ってお見すると、「まず事故が起こるところから…事故が起こったところから新設していておりますので。」みたいな話があって、「じゃ事故が起こらないとしないんですか」ということを、よく私どもも訴えてまいるわけでございますが、起こる可能性があるところはしっかりと新設をして、新設をお願いするということを引き続き要望してまいりたいと思えます。バスター取り引きのことはちょっと、その次の段階で考えたいと思えます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 本当にもう、以前から、町長がご苦労なされていることは分かりますが、右折帯の拡幅のための町としての協力、そして現状を勢門小学校前から乙犬までの間を、県公安委員会でも十分に見ていただいて、ぜひとも新設を急いで頂きますように強く要望して終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位2番、太郎良 瞳 議員。

○議員（太郎良 瞳） 議席番号5番、太郎良瞳でございます。

通告に従い質問いたします。

本日は、「高齢者の居場所づくり」についてお尋ねいたします。

本町では、高齢者の介護予防や健康づくり、居場所づくりの観点から、元気もんラボや各地域でのサロン活動、さらには、おひさま活動など、さまざまな取り組みが行われています。

一方で、参加者の固定化や担い手の減少、また、入院や高齢化の進行により、参加者数が減少し地域間の差といった課題もあると伺っております。

また、高齢化が進む中で地域との関わりが薄れがちな方や、人と接する機会が少なくなっている方もおられます。

高齢者の社会参加や交流の場となる居場所づくりは、健康づくりや孤立防止の面からも、単に場所を設けることにとどまらず、参加しやすい居場所づくりや持続可能な

仕組みの構築が重要であると考えます。

これらのことから3点お伺いいたします。

まず最初に、高齢者の居場所づくりを進める中で、行きたいと思いつつも参加をためらう方への配慮も大切だと思います。参加をためらう要因をどのように捉え、参加しやすい環境を整えていくための支援策についてどのように考えていらっしゃるかをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、太郎良議員から「高齢者の居場所づくり」についてという、これからの時代大変重要な課題について御質問をいただきました。

1から3まで御質問の項目があるということでございます。それぞれの項目は、福祉課長が所管しておりますので、まず1番目から福祉課の村瀬課長から答弁いただきますのでよろしくお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） お答えいたします。

現在、町では、令和3年から8年度までを計画期間とする「篠栗町総合福祉計画」に基づき、「個性を尊重し、健やかにいきいきと暮らせるまち」を基本理念に、さまざまな福祉事業を行っており、さらに個々の施策を推し進めるべく、令和9年度からを計画期間とする新たな「福祉計画」策定の準備作業に入っているところです。

現計画中に定める「高齢者保健福祉計画」では、「関係機関が連携を強化した支援の推進」を目標としており、地域包括支援センターを中心に役場各課や社会福祉協議会、行政区、関係団体などと連携しながら、高齢者に対して適切な支援ができる体制づくりを進めています。

高齢者の介護予防や健康づくり、居場所づくりは町の重要な課題と捉え、オアシス篠栗では「元気もんラボ」の開設、各地域での「サロン活動」や「おひさま活動」への支援など、高齢者の居場所づくりを推進してきました。

また、自立する高齢者の居場所としましては、「シニアクラブ」や「シルバー人材センター」に活動費の助成を行い、高齢者の生きがいを創出する取り組みも行っています。

議員の御質問の「参加をためらう要因に対する支援策」につきましては、ためらう要因が交通手段の制限によるもの、運動能力の低下によるもの、お気持ちの問題などさまざまであることから、その方に応じた支援を行うこととなります。交通手段の制

限や運動能力の低下により、通いが難しい方には送迎可能な介護予防事業、集団に入るのが苦手でおひとりで過ごすことを好まれる場合には御自宅でできる介護予防などを御案内しております。

このように個々に応じた事業を行いながらも、高齢者が地域で孤立せず、安心して暮らせるよう、引き続き各行政区と連携し、隣近所での身近な助け合いや地域での理解と協力による支え合いの仕組みづくりに努めてまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問はありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 高齢者の居場所づくりについてさまざまな取り組みをお伺いして、そういう中で高齢者の方も強い力になると思います。

実際に関心もあるんですけど、居場所づくりがいろいろあって関心はあるんですけど「初めての場所に行きにくい」とか、そういう感じで、それとか「迷惑ではないか」そういう一歩踏み出すのにいきたいけども一歩踏み出すのに、ちょっと躊躇するっていう方もあると伺っております。そういう方へのもう少しきめ細やかな対策とか働きかけを進めていく考えはおありでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えします。

具体的な支援策については、今お答えすることはできませんが、これからは通いの場の内容につきまして、固定化を打破して、既存のメンバーの方にももちろん配慮しますが、新しい人が「ここなら行きたい」と思えるような環境を継続的に作り出すことや、あと口コミですね、知り合いの方からのお誘いや家族からのお勧め、そういったことを支援しながら、なるべく通いやすいようなきっかけづくりを進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。いいですか。

では、2問目お願いします。

○議員（太郎良 瞳） 2問目行きます。

居場所を継続していくには支える人材の確保が不可欠だと思います。ボランティア研修の充実や人材育成の仕組みづくり、有償ボランティア制度の活用等、新たな担い手の発掘と育成についてどのように考えてあるかをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） お答えします。

町では、介護支援ボランティアポイント事業を平成21年から開始して、今年で17年目となります。高齢者が介護支援などのボランティア活動に参加することで、日常生活に支障なく暮らせる、いわゆる健康寿命を延ばし、高齢者自身の介護予防の促進及び介護保険の給付費の抑制に取り組んでおります。現在、介護支援ボランティアの方は183人の方が登録し活動いただいております。

高齢者の居場所の継続には、それを支える人材が欠かせません。今後も、ボランティアセンターの事務局である篠栗町社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動の知識や技術を学ぶ講座やイベントを開催し、きっかけづくりと育成活動の支援に努めてまいります。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 活動の支援等、いろいろしていただいて担い手が増えていけばいいと思いますが、地域間での格差があるということで、なかなか増えない地域もあると聞きます。新たな担い手を繋げていくのに、もう一歩進んだ工夫とかは何かないでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えいたします。

篠栗町社会福祉協議会では、毎年、生活支援の大切さについて住民講演会を開催し、ボランティア研修の充実に努めております。

地域格差はあるにしても人口の規模にもよりますので、いろいろあると思うんですけども、篠栗町社会福祉協議会での登録されているボランティアさんは現在369人いらっしゃいます。今後とも、町と社会福祉協議会で連携しながら、地域全体で高齢者の社会生活を支える支援体制をつくってまいりますので、そちらの地域の格差についても、今後とも支援していきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、では3問目お願いします。

○議員（太郎良 瞳） 3問目行きます。

現在の支援のあり方を踏まえ、今後も安定して継続できる仕組みの構築についての考えをお伺いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、村瀬福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えします。

町としましては、高齢者の方が生き生きと生活できるよう、多角的な支援策を講じ

てまいります。今後も高齢者の居場所づくりの必要性重要性を認識しつつ、地域全体でサポートし合える環境整備へ引き続き努力してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 効果的な方法で仕組み、継続できるような方法になるといいと思いますけども、周知方法とか、そういうことに関して、まだ何か高齢者もそういうことがあっている、ってことを知らない人もいらっしゃるの、そういう細やかな周知方法とか何か考えてあるでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、お答えいたします。

周知方法についてですが、広報を工夫したり、デジタルツールを活用したり、既存の利用者からの口コミなど、多角的なお誘いをしまして周知を図りたいと思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、太郎良議員。

○議員（太郎良 瞳） 広報とかを本当に読めば、いろいろ分かると思うんですけども、なかなかそれでも分からないっておっしゃる方がいて、何か公民館とかに分かりやすく掲示するとか、そういう方法とかはどうでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、福祉課長。

○福祉課長（村瀬 菊子） はい、公民館に掲示するというやり方も一つの方法であると思いますので検討してまいります。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

○議員（太郎良 瞳） 今後の居場所づくりが、これからも継続することを願って質問を終わります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい。

質問順位 3 番、横山和輝議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号 6 番、横山でございます。

今回は二つ質問いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは早速質問に入ります。

一つ目の質問は「旧乙犬公民館の町有地無断利用」についてお尋ねいたします。

ここ約10数年間にわたり、旧乙犬公民館の跡地である町有地に隣接する民間の企業が無断で利用しております。過去に指摘したところ、町は町有地にロープを張り利用できないようにいたしましたが、数か月経過したところ、そのロープは外され再度無断利用をされております。

このような現状をもとに三つ質問いたします。

一つ目は、以前ロープを張り利用できなくなった際に、町は無断利用している企業と何か話はしたのか、また現状何か話し合いをしているのかお尋ねいたします。

二つ目は、仮に町有地を賃貸した際に、年間どのくらいの賃料が発生するのかお尋ねします。

三つ目は、すぐにでも利用できなくする必要か、町有地の賃料を取るべきだと思いますが、町長の見解を尋ねます。

以上、三つの質問の答弁を求めます。

○議長（古屋 宏治） すみません。

質問項目は1問ずつのお答えになってるんですけど、横山議員のほうから一括して関連の質問でありますから、一括してお答えを頂きたいと答弁を頂きたいということでございますけれどもよろしいですか。

はい、それではただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、旧乙犬公民館の町有地無断利用について、御質問を頂きました。

以前も御指摘を頂いた項目でございました。

対応については、所管課である都市整備課がこれまでずっと対応してきましたので、松尾課長から三つの項目について答弁をいたしますのでよろしく申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、松尾都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、都市整備課のほうからお答えさせていただきます。

旧乙犬公民館の跡地は、都市整備課環境係が管理している町有地であり、現在建物はなく、空き地の周囲に木が生えている状態で、町有地の隣接地には民間企業がごさいます。以前、議員より御指摘を受け、現場を確認したところ、町有地に3台ほどの車が駐車されており、駐車ができないように、鉄の杭とトラロープで封鎖をいたしました。その後、数か月でロープが外れているのを確認しましたので、再度張り直しをしたところでございます。そして今年1月にまた駐車されているとの通報がありました。

たので現場を確認したところでございます。

まず1番目の「以前、ロープを張り利用できなくした際には、町は無断使用している企業と何か話をしたのか、また現状何か話し合いをしているのか」についてですが、以前、ロープを張る際には、民間企業の現地責任者の方と話をいたしました。駐車している車が民間企業の関係者のものなのかを確認し、従業員の車と判明いたしましたので、町有地なので速やかに移動するようとの話をいたしました。そして、今後停めないようにすることをお伝えするとともに鉄製の杭とロープを張る旨をお伝えし、封鎖を行ったところでございます。

今年1月中旬に通報があったときは、現場を確認したところ、車1台とバイクが1台駐車されていたため、隣接企業の事務所に訪問したところ不在でございました。その後、1月中に数回訪問いたしましたが、不在であったため2月になりまして、駐車車両を排除するために、駐車禁止の張り紙、カラーコーンとバーの設置を道路巡回の委託社員に依頼し、設置を行いました。その際に民間企業の現地責任者の方がいらっしゃったため町有地で車を駐車しないように、再度お伝えしたところです。

ロープやカラーコーンでは、動いたり、簡単に移動ができるため、対策を検討した結果、現在は仮設ガードレールを設置しております。仮設と申しましても道路工事用の仮設でありますので、支柱の台座がコンクリート製のもので、クレーンなどでないと動かせないものとなっております。なお、地元行政区が行事等で利用することもございますので、ガードレールの間には間口を設け、鍵付きの鎖を設置しております。

続きまして2番目の質問にお答えいたします。「町有地を賃貸した際に年間どれぐらいの賃料が発生するか」についてでございます。

固定資産評価額から、規定に基づき試算しますと、仮に3台分といたしまして月額ですと、3,705円、年間にすると4万4,460円となります。

2番目については以上になります。

最後に3番目の「すぐにでも利用できなくする必要か、町有地の賃料を取るべきだと思うが」につきましては、既に容易に移動ができないガードレールで封鎖しており、物理的に利用ができないようにしております。

町有地の賃料につきましては、いつ頃から、どれぐらいの頻度で何台駐車していたかが現状ちょっと確認が難しいため、賃料の徴収は難しいと考えております。

今後、定期的に状況を確認し現場状況によっては民間企業を訪問し、適正な町有地の維持管理に努めてまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 本当ここ数週間ぐらいですかガードレールが設置されて、私も「おっ」と思ったんですけれども、ただ現状ですねガードレールもさっき間が開いてるって言いましたけれどもその間がですね、結局のところ、もう今日の今朝もそうなんですけれども、もうトラック2台ぐらいやっぱ止まってるんです。やっぱり、そういうことをしても無断でやっぱ使われるというのが現状なんですよ。ですので、使わせないっていうこともそうですけれども、私はもうこれも賃料取るべきじゃないかなと、最後答弁ですね、いつまで、いつからとめてるか分からないとって過去に遡ってとるやり方もありますけれども、もうそこまで難しいのでしたら、これから先、今からでいいですので、金額も年間4万4,000円程度、少ないかもしれませんが今までの篠栗の財政状況を考えますと、少しでもそういう歳入を増やすための努力っていうのは必要だと思いますので、この際もう賃料を取ってそこの企業の方に使ってもらおう、そういうやり方でいいと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） 当該地がですね旧乙犬公民館があった跡地でございます。ちょっとその当時は私もよく分からないですけど、乙犬の地元の方の所有地だったものが、寄附されて町有地のほうになっているという経緯がございます。現状乙犬区のイベントとか行事、運営側のほうの方の駐車場として、毎年何回か行政財産使用許可が出て、使っていただいている状態でございます。

ちょっとそこら辺の乙犬区ですね使う場所とですね、そこをあと、全く使ってない場所っていうのの棲み分けがきれいにできればですね、そういうことも考えられるのかなと考えております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 言ってみれば今、新しい公民館も目の前にあるわけですからこの駐車場かなり何台も止められるのでですね、さほどね問題はないと思いますよ私はあそこまで年にね、これちょっと聞いておくと、年に何回利用したいっていう区からの要望がありますか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、毎年ちょっと私もカウントしてるわけではない

ですけど、大体、去年、すみません、今年度は3回程度あったような形だと思います。イベントごとに一時的に駐車するものなので1週間とかそういうわけではなくてその日1日だけなので、年間の日数にすれば数日程度という形だと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 最悪ですねその数台、言ってみれば、今無断で利用してるところが何台必要か、そこら辺も調べてですね、話をして、その分賃料払っていただいでですね、したほうがわざわざガードレールしたりとかですね、見回り行ったりだとか、そういうことをわざわざしなくてよくなると思いますのでぜひ、そういうふうにしていただきたいと思うんですけども、やっぱりそれは難しいですかそれ。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） 現状ですね土地が行政財産、実質何も使っていないんで行政財産と言われればちょっとあれなんですけど、実際行政財産になってますのでそれをちょっと民間の方駐車場を貸すっていうのは、現状は難しいと思います。ただそれを乙犬区が使う分はキープした上で残り普通財産に移管すればですね、そういうことは可能かと思っておりますので、それが乙犬区と調整したりですね、あとはちょっと内部的な調整のもとに考えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほど行政財産とってこのままでは貸せないってことなんでしょうけれども、ちょっとこれわかんないんで、お尋ねしたいんですけど、行政財産、普通財産にするその手続きというのは何か承認が必要だとか議会の承認だとか、何かの許可が必要だとか、それと執行部だけで変更はできるのかっていうそこをちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） はい、行政財産、普通財産についてはですね、所管が基本的に行政財産は、今でいえば私どもの都市整備係、都市整備課のほうになるんですが、普通財産は財産活用課になります。そちらの手続きについてはですね、内部的に所管替えをするということなので議会の承認が要るとか、そういうことはありませんので、内部的な承認が得られれば、することは可能かと思われま。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） これちょっと細かいこと言うんですけども最初、鉄の杭があ

ってロープを張ってあって使えないようにしたんですけれども、これがですね、鉄の杭がちょっとずつ外されてどんどん奥にいったんです。結局、最終的になくなっただけです。でも鉄の杭とかロープっていうのは、町の備品だと思うんですけれども、最終的に撤去したのはこれ町になるんですか。

○議長（古屋 宏治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（松尾 篤史） 今現状の分は撤去っていうのはその外れた分を撤去したっていう形ですかね。それについては町のほうで仮設のガードレールをつくるときに、撤去いたしております。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） ぜひとも私もこの質問、もうしたくありませんので、これもぜひともですね普通財産に戻せるとか変更してですね、賃料を取ってそうした企業に対しても一々ですね、見回りもしなくてよくなると思いますのでそうしていただきますよう要望して、次の質問に入ります。

○議長（古屋 宏治） はい、2問目どうぞ。

○議員（横山 和輝） はい、では次の質問に入ります。

次は北勢門幼稚園跡地についてお尋ねいたします。

2023年、町営であった北勢門幼稚園が閉園されました。当時、閉園する理由として、老朽化による存続が難しいとの理由で閉園いたしました。建物はそのままに放置したまま、約3年が経過しております。これからこの跡地をどのようにするか掲示されないままなので、現状を踏まえ三つ質問いたします。

一つ目は、今後この跡地をどのように町が利用する考えがあるのか、建物は残したまま何か利用方法があるのか、また解体して更地にするのかをお尋ねします。

二つ目は、近隣に位置するすぎのこ児童館など、場所が不足している施設を整備し、児童のために造る考えはあるのかお尋ねします。

三つ目は、近隣住民から窓ガラスが割れたり、放置した状態により景観を損ねることや、知らない人や外国人が勝手に住みついたりするかもしれないという不安の声も上がっておりますが、現状に対する町長の見解を求めます。

○議長（古屋 宏治） すみません。この項目も、よろしいですか。

はい、それでは、質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、「北勢門幼稚園跡地について」の御質問でございます。今、議員からもお話がありましたように2023年閉園した後、現状北勢門幼

稚園跡地はその時の園舎のままであるわけでございまして、この対応について今、所管課のほうでいろいろ考えているところでございます。

御質問につきましては3点について、財産活用課熊谷課長から答弁をいたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（古屋 宏治） はい、熊谷財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） それでは財産活用課から、横山議員からの「北勢門幼稚園跡地について」にお答えいたします。

現在、旧北勢門幼稚園の跡地は、北勢門小学校屋内運動場の改修工事に伴い、教員の駐車場として活用してまいりました。引き続き、屋内運動場の空調の工事が始まりますので、令和8年8月末まで、教員駐車場としての利用を行ってまいります。

その後の活用でございますが、令和7年第3回定例会の決算委員会におきましても、説明を行いましたとおり、現在、当該用地は市街化調整区域内に位置しており、建物用途が幼稚園となっております。

市街化調整区域は、都市計画法上、市街化を抑制する地域であり、建築や開発行為に一定の制限が課されています。これらを踏まえた上で、一つ目の御質問の「今後のこの跡地をどのように、町は利用する考えがあるのか、建物は残したまま何か利用方法があるのか、解体して更地にするのか尋ねる」についてお答えいたします。

現段階では当該用地の利用目的が定まっていない状況においては、開発許可制度上、別用途での建築等は難しく、市街化編入についても、福岡県が決定する区域区分の変更が必要となり、一部だけではなく、周辺一帯の都市計画の見直しが必要となります。

今後、利用目的が定まるまで、普通財産として当該用地を財産活用課にて管理し、利用方針を定めた上で、その所管課にて開発行為申請を行い、その後、県の開発許可の認可を受け、事業着手となりますが、現行の旧北勢門幼稚園園舎につきましては、次の施設建設の中で解体撤去を併せて行うことを想定しており、現段階で更地とすることは考えておりません。

二つ目の「近隣に位置するすぎのこ児童館など、場所が不足している施設を整備し、児童のために造る考えはあるか」との御質問にお答えいたします。

前段の話の中で、建物用途が違う説明をさせていただきましたとおり、当該用地の施設は、現段階ではすぎのこ児童館の施設として活用することはできません。一つ目の御質問で回答いたしましたとおり、旧北勢門幼稚園の跡地を、今後どのように活用すべきか検討していくものでございます。

三つ目の「近隣住民から窓ガラスが割れたり、放置した状態により景観を損ねるこ

とや、知らない人や外国人が勝手に住みついたりするかもしれないという不安の声も上がっているが」とのことですが、令和7年5月に警備会社から当該施設の点検に訪れた際、「窓ガラス2枚が破損している」との報告を受け、当課も確認したところ、破損と投石が確認されたため、粕屋警察署のほうに通報いたしました。

また数日後に一般の方から園内に複数の方が侵入しているとの連絡が入り、現地向かって確認したところ、さらに8枚が割られていました。その後、粕屋署の捜査で投石を行った者が判明したため、当事者に厳重注意を行い、修理をさせたところでございます。なお当該施設は、機械警備により監視しているため、異変があれば、委託先の警備会社が当該施設に向かい、現場確認を行うようになっております。

このように敷地も含め、当該施設の維持管理を行っているところでございますが、今後も周辺地域にお住まいの方々が不安を抱かれないように、適切な施設管理に引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） はい、再質問ありますか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今はですね空調設備工事で駐車場を利用してるっていうので、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、途中窓ガラスが割れたりだとか、実際そういうことが起きてるわけですね。これは別に今起こってないので言うわけじゃないですけども、全国的に見れば、こういった放置されたところっていうのは何か放火されたりとかですね。何か事件性があったりすることが実際にあるわけですね。

この建物自体を再利用できるならいいんですけども、この建物もかなり古くてですね、何か改修しようにも当時の建築基準法と今の建築基準法は、全然違いますので、結局のところ大規模な改修工事で使えないわけですので、それでしたらもう、一度整地して更地にしたほうがですね、何かあったときはやっぱその町の責任になってしまうわけですから、それでしたらもう先にもう解体して、更地にすべきだと思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

解体する分に解体いたしましても、それなりの解体費用もかかりますし、そういった面では、一応、機械警備で監視している状況でありますので、その点も含めたところで、今後どのような形で、解体時期をですね、決めていくかというところを、また

部内のほうで協議していきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 横山議員。

○議員（横山 和輝） その解体費用がかかるのは当然分かりますけれども、何か最終的に利用する考えがあるんですかね。そうなければもう結局のところ、遅かれ早かれ解体することになると思いますので、それはできるだけ時期は早いほうが私はいいと思うんですけれども、何か利用方法があるならそれも踏まえて、ちょっと答えてもらってよろしいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

今のところ何に使うというものはございません。先ほど解体費用と申しましたけど、解体だけの費用と、次に工事を何かやるという形になった場合、そこも含めたところで発注したほうが、いろんな面でコスト面においても下がるということで、一応そういうふうな考えで申し上げたところでございます。

○議長（古屋 宏治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） コスト面って何か下がるんですかね。一度解体して更地にした状態から新しく建てるのと、何か用途が決まって、また結局解体して更地にして、新しく建てるの。そんなに費用の大きな差は私はないと思うんですけど。別に何か一つの建物の中にある一角のものじゃないわけですから、私はねすぐに、そこを整地してもらって近隣住民からも本当その窓ガラスが割れたりとかってというのはもう実際知られてるんですね、やっぱ怖いと。特にこれはちょっと余りこういう言い方したらよくないですけども、最近外国人の働き手も増えてると。自転車であちこち通ってるのもよく見かけるって。やっぱそういうの見て、怖いという思われてる方も実際いるわけなんです。本当に事件が起きてからはもう本当遅いからですね、本当にそういうもう危険性があるのは一つ一つもう排除していくべきだと私は思いますので、是非ともね、そこは計画に入れてもらいたいと思いますけど最後にそこだけお尋ねします。

○議長（古屋 宏治） はい、財産活用課長。

○財産活用課長（熊谷 重幸） はい。

確かに周辺住民の方が不安に感じられておられる方がいるという、議員からのお話を踏まえて、今後、解体時期とかそういったところをですね、検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） 終わります。

はい。

それでは、約1時間たちましたので10分の休憩をとりたいと思います。11時から再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時59分

○議長（古屋 宏治） それでは再開いたします。

質問順位4番、吉本文枝議員。

○議員（吉本 文枝） 議席番号3番、公明党、吉本文枝でございます。

本日は、「プレコンセプションケアの推進」について質問します。

政府は、成育基本法の中で、学童期及び思春期における保健施策として、生涯の健康づくりに資する栄養、食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進などを掲げています。

その中のプレコンセプションケアは、妊娠、出産を前提とするだけでなく、性別を問わず、若年期から自分の身体や健康と向き合い、将来にわたって自分らしく、心身ともに満たされた状態で生きていくための基盤づくり、ウェルビーイングにつながる取り組みであると考えます。

そこで、4点伺います。

1点目、福岡県にはプレコンセプションセンターが設置され、相談体制や情報提供が行われていますが、そうした取り組みを踏まえた上で、基礎自治体である町として、町民一人一人の健康と安心を支える行政課題として、どのように捉え、今後どのような方向性で関わっていくのか、町長の基本的な考え方を伺います。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは吉本議員から、「プレコンセプションケアについて」の御質問を頂きました。私どもにとっても大変新鮮で勉強になるお話であろうかと考えているところでございます。

項目は四つに分かれていると理解しておりますが、まず1番目2番目4番目を担当課であります健康課の堀課長から、そして3番目は、教育に関することでございますので、教育長から答弁をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古屋 宏治） はい、堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） それでは、「プレコンセプションケアについて」の一つ目の御質問にお答えします。

プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康について正

しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインや、将来の健康を考えて行う健康管理をいい、篠栗町では令和6年3月に策定しました、第二次ささぐり健康プランにおいて、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりとして、プレコンセプションケアの周知啓発に取り組むこととしております。

町の課題としましては、児童には、自分の性、他人の性を大切にするために、性・生殖に関する正確な知識の普及、成人期には、将来のライフプランを考えた生活や健康の見直し、特に若年女性のやせ対策を掲げ、取り組むこととしております。

議員も御指摘されておりますが、行政としましては、単なる少子化対策や不妊予防として捉えるのではなく、住民一人一人の生涯にわたるウェルビーイング（心の健康と幸福）の基盤づくりといった、広い意味での健康度増進課題であると捉えております。

町といたしましては、県が提供します広域的な専門相談、情報発信といった機能を補完し、より身近で日常的な支援を行うことが求められていると考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 確認ですけれども、町としては町民にとっての身近な情報の提供と、相談につなげる役割があるということでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） そのように考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、では2問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 2点目です。

県のプレコンセプションセンターは、広域かつ専門的な相談機関である一方、町は町民に最も近い行政機関です。プレコンセプションケアにおいて、県と町の役割分担をどのように整理されているか伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） はい。では、二つ目の御質問についてお答えいたします。

県のプレコンセプションケアセンターでは、思春期以降の男女を対象に、妊活、避妊、不妊、性の悩み、性感染症、子宮頸がん予防などを助産師や専門医がワンストップで無料相談する専門相談窓口としての機能や大学生等に向けた出前講座や SNS 発信など、県域全体に向けた情報発信や人材育成を担っております。

町では、日曜日対応、メールやオンライン相談などの相談窓口も充実しているセンターの周知啓発を図るとともに、プレコンセプションケアの情報発信に取り組んでまいります。

県のプレコンセプションセンターが提供する専門的なリソースを住民へとつなぐハブとなると同時に、日々の暮らしの中で、住民が健康不安を感じた際に最初の手がかりを得られる、セーフティーネットとしての機能することとなると考えております。このため、プレコンセプションケアの気づきとなる機会を設けることや、健康課において、日常的な健康相談から必要に応じて、プレコンセプションセンターや医療機関へつなぐ機能、健康セミナーの開催や、地元の企業や学校と連携した啓発、母子保健事業や特定健診の結果説明などの機会を通じて、長期的な視点での住民の健康に寄り添う伴走支援等の役割を担うものと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 確認ですけど、町民がこのことを知っている。また、相談先が分かっている状態をつくっていくことが、町の重要な役割ということで、よろしいでしょうか。認識でいいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） 議員がおっしゃっているとおりで、私どもの健康課としての事業、そういった中で、そういった情報については、必要などころをお伝えしていくということで考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、3問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 3点目です。

プレコンセプションケアは、将来を考える若い世代への教育とも深く関わると考えます。中学生、高校生など思春期・青年期の段階で、自分の身体や健康について考える機会を持つことは非常に重要です。学校教育や関係機関と連携し、正しい知識を伝えていくことについて、町としてどのようにお考えか伺います。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それでは3番目の質問にお答えいたします。

プレコンセプションケアの観点においては、とりわけ思春期は、心身が大きく変化し、自己形成が進む極めて重要な時期であります。自分自身の身体や性、健康につい

て正しく理解し、それらを大切にすることを育てることは、将来の健やかな生活の基盤を築く上で大変重要であると考えております。

町内小・中学校におきましては、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた体系的な指導を行っております。

まず、小学校の体育科では、心と体の発育・発達に関する理解を深めることを中心に、思春期に起こる身体の変化や心の変化、男女の身体の違い、よりよい生活習慣の形成などについて学習しております。自分の成長を肯定的に受け止める態度や、健康な生活を営む基礎を養うことを重視しております。

次に、中学校の保健体育科では、小学校での学習を踏まえ、生殖の仕組みや妊娠の過程、性感染症の予防、性に関する適切な意思決定、生活習慣と健康との関係などについて、より科学的・具体的に学習しております。あわせて、将来を見据えた自己の生き方や健康管理の在り方について考え、状況に応じて適切に判断し、行動する力の育成を図っております。また、これらの内容は、教科での学習と関連づけながら、学級活動においても取り上げ、インターネットや SNS などを通じて流通する情報の真偽を見極める情報リテラシー教育とあわせて指導しております。これにより、児童生徒が正確な健康情報を主体的に選択し適切に活用できる力の育成に努めております。

さらに、専門性の高い学びを保障する観点から、産婦人科医師や臨床心理士などの外部専門家と連携した講話なども実施し、性感染症予防や性暴力の防止、境界線や性的同意の理解など、今日的課題に対応した実践的な学習の充実を図っております。

こうした取り組みを通じて、知識の習得にとどまらず、自他を尊重する態度や責任ある行動につなげる教育を推進しております。今後は、こども家庭センターをはじめとする関係機関との連携を一層強化し、切れ目のない支援体制を構築してまいります。

あわせて、教職員研修の充実を図りながら、指導力の向上を努め、児童生徒が自らの心身を大切にし、将来を主体的に選択できる力を育む教育のさらなる充実に積極的に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） 学校での教育が充実していることが分かりました。

だからこそ、先ほど、1人も取り残さないという点から、学習支援センターとの連携もと言っていたかもしれませんが、自宅や、第3の居場所にいる子供たちに対する情報はお考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 今学校に登校している子供たちを中心にお話をさせていただきました。確かに今議員が言われますように、子供の居場所というのは、学校以外のところでも、たくさんあります。そういう意味で各居場所で教育をしている、関わっている支援の方々に、このことについてしっかりお話をし、研修の場も設けながら、これに関連する指導もあわせて支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。ないですか。あります。はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） プレコンセプションセンターの事業委託を受けている県の助産師会があるんですけども、その助産師会では5歳児への性教育も、出前講座としてされているそうなんです。その幼児期もやはり自分の体の大切さも境界線も分かる大切な時期でありますので、その時点で、教育を受けることが、自分の体を守ることやこれからの健康意識、プレコンセプションケアの土台となると考えますが、幼稚園でのその出前講座の開催などは、お考えでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 本町においては幼児教育、子育てサロン、大変重要であるというふうに考えております。親子でしっかり子育てについてを考える中の一つとして、プレコンセプションケアについての考え方、また情報を知っておくということは大事ですし、保護者にとって幼児期における性教育とは一体何なのかということについては非常に不安があるし、悩んであるということでございますので、幼稚園だけに限らず、保育施設その他こども育成とも相談しながら、これに関する情報提供をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、では4問目お願いします。

○議員（吉本 文枝） 4問目です。

今まで広報しますと言っていたいただきましたが改めて、町の広報やホームページ、検診案内など、既存の媒体を活用し、県のプレコンセプションセンターを含めた情報を分かりやすく周知することから始めるお考えはありますでしょうか。

○議長（古屋 宏治） 堀健康課長。

○健康課長（堀 雅仁） はい、四つ目の御質問についてお答えいたします。

県のプレコンセプションケアにつきましては、ポスターの掲示や、4月に広報で周知をする予定としておりますが、議員も御提案のとおり、都度、ホームページ、LINEや健康案内など、既存の発信媒体を活用するとともに、分かりやすく周知を始めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。ありません。はい。

○議員（吉本 文枝） 最後に一言。

○議長（古屋 宏治） はい、ありますか。はい吉本議員。

○議員（吉本 文枝） はい。プレコンセプションケアはすぐに結果が出る施策ではありませんが、将来の命と健康を守るための大切な基盤づくりだと考えます。県の仕組みを生かしながら、町としての役割を丁寧に果たしていただくことを求め、質問を終わります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 質問順位5番、門馬 良 議員。

○議員（門馬 良） 議席番号4番、門馬良でございます。

質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本町では「ゼロカーボンシティささぐり」を掲げ、太陽光やバイオマス発電など、再生可能エネルギーの導入を進めています。

環境問題の解決に向けた取り組みは重要であります。同時に多額の予算やリスクを伴う大規模事業だけでなく、まず町にできることで町民一人一人が実感し、参加できる身近な取り組みを進めることも極めて重要であると考えています。

本年1月3日付の西日本新聞では、北九州市若松区におきまして、廃食用油を活用したSAF、SAF燃料の実証実験が始まったことが報じられました。

近年、全国的に廃食用油を原料としたBDF（トラックなどを走らせるバイオディーゼル燃料）や、航空燃料の代替となるSAF（持続可能な航空燃料）の活用がさらに進んでおりまして、廃食用油は「脱炭素の切り札」として争奪戦になっています。

糟屋郡における取り組みとして、すでに志免町・久山町・新宮町で直接、又は教育委員会との締結により学校給食から出る廃食用油を精製会社へ販売。粕屋町は、学校給食センターから出る廃食用油を販売しております。さらに粕屋町では初めてこの春から町民からの廃食用油回収を始めると聞いているところです。

こうした状況を踏まえまして、本町においても廃食用油の有効活用を通じ、町民参加型のカーボンニュートラル施策を進めることが、環境教育及び意識醸成の観点からも大きな意義があると考えております。

そこで、まず一つ目の質問です。

篠栗町の小中学校合わせて5校において、学校給食調理の過程で発生する廃食用油

は現在どのように処理されていますか。また、その処理方法及び年間のおおよその量も教えていただけるとありがたいです。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいま門馬良議員から「学校給食廃食用油の販売を通じたカーボンニュートラル施策について」という御質問をいただきました。ただいまの1番目も含めて4項目にわたって通告書をいただいているところでございます。

篠栗町では、御承知のとおり令和3年9月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。以降、一步一步カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

今回の御質問につきましては、その趣旨に沿って①②③につきましては教育長から答弁をいたし、④につきましては都市整備課長から答弁いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） 1番の質問にお答えする前に、このことにつきまして教育委員会といたしましても、持続可能な世界を開く大事な環境改善、そして環境教育というふうに捉えております。身近な大切な課題でございます。この課題に関しまして、1番2番につきましては学校を管轄しております学校教育課長から、そして3番につきましては私のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（古屋 宏治） はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校給食から発生する廃食用油の有効活用は、資源循環の推進や環境負荷の軽減といった観点から重要であり、また、児童生徒への環境教育の一環としても大変意義のある取り組みであると認識しております。学校教育課としても、「脱炭素施策」担当部局である都市整備課と連携し「廃食用油」の有効活用を検討してまいります。

本町の小中学校全校から発生する廃食用油は、現在は給食調理業務を受託している業者が処理を行っております。年間で発生する量は献立内容にもよりますが、概算で年間約3,600kgとなっております。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） お尋ねします。

その業者さんが油を引き取っている、無償になると思うんですけども、そのあとどのように使われているかということのを全て把握はなさってらっしゃるか、御質問します。

○議長（古屋 宏治） はい、課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

業者の自由処分となっておりますので、その後どうなっているかというのは現在把握はできておりません。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、ないですか。

では、2問目お願いいたします。

○議員（門馬 良） そのまま、二つ目の質問に移ってまいります。

現在処分しているこの廃食用油について、どのように使われているかということが認識できていないということでした。糟屋郡の他の町と同様にですね、精製会社へ、しっかりと環境のために生かしているこの精製会社に販売するなど有効活用へ転換するということがとても重要であるし、可能であると考えerわけですが、教育委員会として、その辺はどのように認識なさっているのか、お願いいたします。

○議長（古屋 宏治） いいですか。はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

販売については「有効」と認識していますが、現状として給食費は保護者が負担しており、例えば「学校が集金し管理している給食材料費等に算入し、給食運営費として活用する」など、各校との調整が必要であります。

また「販売価格」といった経済的な側面も重要ではありますが、住民一人一人が主体的に取り組むべき課題であると認識しており、都市整備課と連携して有効活用を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） ということは、今課長がおっしゃったことを多少時間がかかって大変なことかもしれませんが、クリアすれば実現可能だと、そういう判断による

しいですか。

○議長（古屋 宏治） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えいたします。

カーボンニュートラル施策につきましては、担当部局である都市整備課との協議を重ねまして善処していきたいと考えております。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

では、3問目お願いします。

○議員（門馬 良） はい、そのまま三つ目の質問に入りたいと思います。これは教育長のお気持ちを聞きたい質問です。

学校給食から出るこの廃食油、トラックや飛行機の燃料へ生まれ変わる。もう私の中では究極なりサイクルだとそのように認識しております。

CO₂排出削減に貢献しているというこの事実、これをもう本当に多くの子どもたちにしっかりと見せてあげたい、そんな思いであります。極めて有意義な環境教育の教材になると考えているわけです。社会科見学の場所すらも変わるかもしれない、そんな思いです。教育的効果について、教育長はどのように評価されているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま、三問目につきましてお答えさせていただきます。

この「カーボンニュートラルに関わる学校給食廃食用油の販売」につきましては、学校における環境教育にとって大変有意義であるというふうに効果的であるというふうに考えております。

現在のSDGs 持続的な開発目標の一つでもありますので、ぜひともこの件につきましては、児童生徒のみならず、家庭、地域全体に環境意識を広げていくこと、そしてゼロカーボン社会の実現に向けて大きな力になると考えております。極めて有効であると考えます。

今後は、各学校がっております1年間のカリキュラムの中で、どのように位置づけていくかということを検討させながら推進してまいります。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。ありません。

はい、では4問目お願いします。

○議員（門馬 良） おしまいです。町長にお気持ちをお聞かせいただきたいと思っております。本町のゼロカーボンシティ実現には、町民の理解と共感そして自分たちも参加し

ているという実感、これが不可欠であると考えています。

壮大な計画も、町民の理解が必要であるならば、それを成し遂げる第一歩として、この学校給食からの廃食用油も含めると、廃食用油の回収、町民からの回収そして販売、カーボンニュートラルに貢献する仕組みづくりを進めることは極めて有効と考えています。

ぜひ町長の前向きな、お言葉を頂けるとありがたいです。

○議長（古屋 宏治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私にっていうことでございますので私から答弁いたします。

令和7年2月に経済産業省が策定いたしました「第7次エネルギー基本計画」におきまして、持続可能な航空燃料SAFですが、及びバイオディーゼル燃料BDFを含むバイオ燃料につきましては、製造から供給及び販売価格の安定化までの体制を構築すると方針化されているところでございます。このような国の政策を受けまして、本町でも廃食用油の回収の仕組みの構築に向け調査・研究を行っているところでございます。

まずは、町内飲食店や工場等の事業所及び一般家庭が手間をかけず、廃食用油を出しやすい回収の仕組みとするために、町内事業所へのアンケート調査及びヒアリングを昨年12月に行いました。64件の事業者から回答を得ることができ、廃食用油の発生量や回収・廃棄方法などの実情を把握したところでございます。その結果やヒアリングでの意見等を集約して、本町独自のよりよい回収の仕組みづくりを今後検討してまいります。

また、回収拠点といたしまして町内のスーパーにも働きかけを現在行っているところでございまして、町民の方が手軽に利用できるような仕組みづくりもあわせて検討中でございます。

廃食用油リサイクル事業を担っていただく回収業者の選定につきましては、本町の回収の仕組みに適合することはもちろん、町民の方々にとって利用しやすい廃食用油の回収方法や回収頻度、また循環型社会の実現に向け、そしてより良い高い精製能力を持つ事業者を選定することもカーボンニュートラルの視点から重要なものと考えているところでございます。そのような観点のもとに、回収事業者のリサイクル体制等を総合的に評価するプロポーザル方式にて業者選定を行う予定にしているところでございます。現在も、町民や事業者の皆様から回収した廃食用油の量や使用用途までの全体的な見える化を行いまして、回収に対する目的の意義などカーボンニュートラルに対する啓発も行っていきたいと考えます。

議員が言われるように「町民の理解と共感そして実感」が町としても重要だと考えております。一般家庭や事業所が油を貯めて出すという身近な行為で、脱炭素社会に貢献しているという実感と関心を町民の皆様全体にもっていただき、日常生活の習慣に定着するような仕組みづくりをしたいと考えております。

カーボンニュートラルの施策につきまして、息の長い持続可能な事業として早期に実現できるよう準備を進めているところでございますので、今後ともよろしくお願いたします。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。はい、門馬議員。

○議員（門馬 良） 私としましては、かなりサプライズな…かなり前に、もう町が動いているということを知らせていただきました。本当に大きな期待をしております。どうぞよろしくお願いをいたしまして質問といたします。

ありがとうございました。

○議長（古屋 宏治） 質問順位 6 番、崎山佐穂議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号 1 番、崎山佐穂でございます。

質問させていただきます。

全国的に教員不足が指摘されていますが、子供たちに安定した教育環境を確保することは最重要課題の一つです。教員配置は県教育委員会の所管であることは承知しておりますが、学校の設置者として町にお聞きしたいと思い、質問をいたします。

本町では、年度当初の教員配置はおおむね確保されていると認識しています。一方で、年度途中で、病休や産休等が生じた場合、代替教員の確保には時間を要することがあると聞いています。その間、通常は担任を持たない管理職や主幹教諭が授業に入るほか、現場の教員のつながりを通じて人材を探す状況もあると伺っています。

そういった子供たちの学びを止めないための努力が、制度ではなく善意や現場のネットワークに頼った状況が続くことについては、検討すべき点ではないかと考えます。

そこで、次の点についてお聞きいたします。

年度途中で欠員が生じた場合の対応の現状について、町としてどのように認識しているのかお聞きします。また、安定的に代替人材を確保できる体制について、町としてどのような方向性で取り組んでいく考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（古屋 宏治） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） ただいま崎山議員より「教員不足と町の対応策について」の

御質問を頂きました。

1 問目の答弁をいたします。

御存じのとおり、教員不足は、全国的に深刻な問題となっております。文部科学省が令和4年4月に公表した教員不足に関する実態調査によりますと、全国の小中学校において、令和3年度始業日において、2,000人を超える教員が不足していると報告されております。また、この要因として、同調査において任用権者である都道府県教育委員会へのアンケートでは、「産休・育休、病休者数の増加、特別支援学級数の増加により、必要な臨時的任用教員が見込みより増加したこと」が挙げられております。

さて町立小・中学校における状況でございますが、令和7年度始業日時点の教員配置につきましては、先ほどお話ありましたとおり、定数に達していない不足はゼロであります。滞りなく新学期を開始することができました。

一方、御指摘のとおり、産休・育休、病休などによる、年度途中の欠員に対する代替教員の確保については、突発的、短期的な状況もあり、代替の教員の希望する勤務形態に適合せず、結果的に欠員が生じるなどの課題も認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 町立小中学校で、年度途中で担任業務ができなくなる、病休や産休でできなくなった場合に、補充ができていないクラスは何クラスぐらいございますか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 詳細な数字につきましては、学校教育課のほうから、お答えさせたいと思いますが、基本的に、今話をしましたし、答弁もしましたように、ある程度予測がつく産休・育休につきましては、事前に配置という制度もございます。それから、突発的な病休につきましては、発生したときに募集をお願いすると、県のほうをお願いするという形でございます。

予測できる分につきましては、ある程度、事前に準備をしております。代替の教員で補うという場合もございますが、病休につきましては、いつどの時点でというのができませんので、先ほどもお話がありましたように、管理職等、管理職といいますが、実質、学校の中には、担任を持たずに教科を専門としている小学校の教員や、

加配、特別に教科のプラスアルファとしてついている教員等がございます。その辺りの教員をあてがって、空白の時間をつくらないというところで補っているところがございますので、基本的に長期間において、子供たちが、担任がいない、または教科指導を受けていないという状況はございません。具体的な数については、学校教育課長をお願いします。

○議長（古屋 宏治） はい、吉村学校教育課長。

○学校教育課長（吉村 秀昭） お答えします。クラスではございませんが、現状の教職員数において、ただいまの「代替えの状況について」でございます。

実状22名、長期欠席者がございますが、そのうち未配置となっているのは7名、今把握しているところがございます。代替についても、先ほど教育長が申したとおりの対応で、まかなっているところがございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問ありますか。

はい、では2問目、お願いします。

○議員（崎山 佐穂） 代替教員の確保が遅れる場合、町としては県にどのような、県に働きかけている、というのはよく聞きますけど、どのように働きかけていますか。それが効果的な形で表れているのか、お聞きしたいです。

○議長（古屋 宏治） はい、今長谷教育長。

○教育長（今長谷 寛） それでは、2問目につきましてお答えいたします。

福岡県教育委員会に対しましては、定数を満たす教員の任用を、個別に、また福岡県市町村教育委員会合同で、継続して要望しております。加えて、この状況を少しでも補うために、篠栗町教育委員会としては、非常勤講師や臨時免許状による任用を要望することで、教員不足の軽減に努めております。

また、会計年度任用職員の任用や包括業務委託による教員不足を補う、業務負担を減らし子供たちの教育を充実させさせるために、教員支援を引き続き行っているところでございます。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 先ほどの話で、会計年度で、とかというお話が聞けたんですけど、退職された教員の方や、常勤では働きたくないけど、働きたくない、働けないけど、短時間やスポットでの勤務なら大丈夫という、町独自の人材バンクや柔軟な形で

教育に関われるような人材の活用方法については、町として、検討する余地はあるのかお聞かせください。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） はい。御指摘のように、退職し、現在は職に就いてないんですけれども、過去に教職をとっていた、免許は持っているというような方々もおられます。現在のところは、過去の経歴・名簿等を見ながら本町におられる方にお声かけをしたり、または福岡県自体も同じように、退職されている方及びペーパーティーチャーというか、実際免許を持っているけれども教職についてない、失効されてないという方、このあたりに声掛けをしているところでございます。

残念ながら、それにつきましては限られた情報という形になってしまいますので、なかなかその見つけ出しといいますか、どこに存在されているかというのは分からない場合もございます。

福岡県の採用は、福岡市それから北九州市は政令指定都市で別枠、そして福岡県という三つの採用になっておりまして、本町には福岡市で勤務された方もおられるわけですけれども、残念ながらその辺りの情報が十分に届かないのが現状でございます。

できましたら、議員の皆様方または町民の皆様の中で、そういう情報も含めて教えていただければ、大変教育委員会としては助かるというところで、委員会としても努力をしているところでございますけれども、まだまだ不十分な点がございましてというところが現状です。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 限られたネットワークで探すというのがやっぱり難しいかなと思うので、私が、提案的な形になるかもしれないんですけど、町独自の人材バンクだったりという器があれば、登録してくれるという方も、もしかしたらいるかもしれないかな、と思ってですね。誰か知っている人がいるようだと、どこに言ったらいいのか、どこに登録したらいいのかというのが分かりませんので、その難しいシステムを使わずにでもできる形で、町独自の教育に関する人材バンクみたいなのを設けていただけたらいいのかなと感じます。どうでしょうか。

○議長（古屋 宏治） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） 大変すばらしい考え方だと思います。今お話がありましたような方法も一つの方法として、地域学校協働活動推進員というのが、そういう意味で

は、各地域から情報を集めてくる担当として、これはもう教員に限らずですね、いろんな学校に関わる、支援をしていただける方の情報を集めている専門として配置しているわけですが、その辺りの仕組みを使いながら情報を収集し、今言われるデータベースという形で、あわせて福岡市あたりとも相談できれば、相談しながら、過去に教職をされた方で篠栗町に在住の方がいないかという情報が得られれば、その辺りも含めながら、人材バンク、教員経験者の登録、情報等を集めてみたいというふうに思っているところでございます。

何せ、なかなか情報があっても、御本人がなかなか、教職にはもうというですね拒否される場合もありますので、できるだけやはり、今町として、または県として国としても取り組んでいます。教員の働き方改革等を含めて、働きやすい環境をつくることによって過去の教職の方も、率先してお手伝いしていただける、そういう環境をつくってまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古屋 宏治） 再質問はありますか。

はい、崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） はい、いろんな形で、教員の先生たちが働きやすく、そしてまた戻って働いてみたいなと思えるように、国・県、そして、やっぱり基礎自治体の町として取り組んでいけたら子供たちの将来も明るくなると思いますので、私たちも一町民として様々なサポートをしていきたいと思っておりますので、教育委員会のほうも、うちのほうも、ぜひ今後もよろしく願いいたします。

要望で終わります。

○議長（古屋 宏治） はい。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

散会 午前11時47分